庄内町新産業創造館オフィス利用者を募集します!

歴史的な建造物である余目駅前の農業倉庫をオフィスとして整備し、情報通信業等の新しい事務系タイプの創業を支援し、雇用促進と若者の定住を促進するために整備する『庄内町新産業創造館』のオフィスの利用者を下記のとおり募集します。

条件等

◎施設の名称及び所在地

- ●名称/庄内町新産業創造館
- ●所在地/庄内町余目字沢田108番地1外

◎主な施設、設備の概要

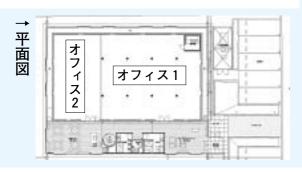
敷地面積	2,925.78m²
建物構造	木造一部2階建
建物規模	建築面積445.96㎡ 延床面積463.48㎡
	オフィス (2室)・共有スペース
建物構成	(エントランスホール・ 休憩ロビ
	ー・ロフト・トイレ・駐車場)
供給設備	電気・給排水・衛生・ガス
空調設備	床幅射・パネル幅射冷暖房設備等
その他設備	フリーアクセスフロア

◎募集施設の概要及び使用料

名称	面積	月額使用料
オフィス 1	188.27 m²	290,000円
オフィス 2	89.36m²	138,000円

◎利用開始

平成20年3月1日~(予定)



◎利用対象者

日本標準産業分類(総務省平成14年3月改訂)に 定める情報通信業に分類される業種で、新規に事業 の展開を図ろうとする事業者または事業規模の拡大 を図ろうとする事業者とします。

◎利用期間

5年以内とします。ただし、利用者の申請に基づき、町長が特に必要と認めるときは、これを更新することができます。

◎保証金

使用料の3ヶ月分に相当する額を、町長が指定する日までに納付していただきます。

保証金は、明け渡しが行われた後に返還します。

◎利用者の費用負担

①オフィス及び共同で利用する施設の電気、ガス、水 道及び下水道の使用料

②オフィスの電話及び情報通信網の利用に要する費用 ③オフィスの蛍光灯等消耗品の交換費用及びガラス、

壁、床が破損した場合の取替え等の構造上重要で ない部分の修繕費用

④特別な設備または改造に要する費用

⑤①~④に掲げるものの他、町長が必要と認める費用



◎提出書類

①利用許可申請書(様式第1号)、②事業計画書 (様式第1号別紙)、③企業概要書(法人の場合) ④定款(法人の場合)、⑤法人登記簿謄本または住 民票の写し、⑥直近3期分の決算書(3期に満たない場合はその全部または決算見込書、創業の場合は 不要)、⑦国税及び地方税の納税証明書、⑧①~⑦ に掲げるものの他、町長が必要と認める書類

◎募集期間

1月4日金~1月31日休までの午前8時30分から午後5時30分。 (土・日・祝日は除く。)

◎選考と審査

庄内町振興審議会の意見を聴き、提出された事業計 画等を総合的に審査し、入居の可否を決定します。

◎問合せ/産業課商工労働係☎420138

災害時要援護者登録制度を始めます

町では、災害時要援護者登録台帳を整備し、要援 護者が住みなれた地域で安心して生活できる環境を 整備していきます。

■災害時要援護者とは?

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する方「災害時要援護者」 (以下「要援護者」)といいます。対象の範囲は次のとおりです。

災害時要揺護者の節囲

	人口可又放股口V和四							
	対 象 範 囲							
1	介護保険の要介護 3 以上の認定者							
	障害高齢者の日常生活自立度判定基準のBランク							
	以上の者(前項の該当者を除く)							
	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のⅡラン							
	ク以上となる者(前2項の該当者を除く)							
2	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯							
(2)	(①の該当者を除く)							
(3)	在宅の身体障害者							
3	(体幹・上下肢1~2級、視覚・聴覚1~2級)							
4	在宅の知的障害者 (療育手帳)							
(5)	日本語に不慣れな在住外国人							
6	その他援護を必要とする者							

■要援護者台帳に登録を!

災害時要援護者登録台帳への登録は、災害が起こったときに町と地域の皆さんが協力して助け合うための第一歩です。要援護者の中には、プライバシーの問題や、周囲の方々に迷惑をかけたくないという思いから登録を迷われる方もいらっしゃるかもしれませんが、あなたの大切な命を守るため、また、あなたが災害に遭うことで悲しむ人を作らないためにも、災害時要援護者台帳への登録をお願いします。



■要援護者登録制度とは?

災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助け を希望する人の台帳を町が「災害時要援護者登録台 帳」に登録します。台帳に登録された内容は、非常 時に備えて内容を地域の人に開示することに同意す ることとします。

作成した台帳は、自治会長または自主防災組織の会長、民生委員等に開示し、普段から見守りと災害が発生した時の安否確認といった、要援護者の支援のために活用します。

■登録方法は?

○本人の希望による申請を原則とします。

申請同意書は、余目保健センター、立川支所保 健福祉課窓口にあります。

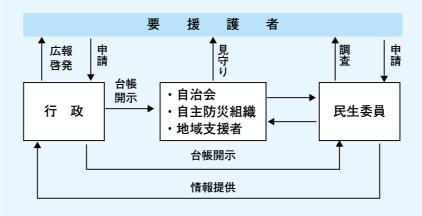
要援護者は必要な情報を記入し、申請同意書が 配備されている窓口に記名捺印し、申請して下さ

○寝たきりや高齢者等については申請方式を基本と しますが、要請があれば町または民生委員が申請 のお手伝いをします。

■個人情報の保護は?

申請内容に含まれる個人情報は町が台帳として管理し、自治会長または自主防災組織の会長、民生委員や支援者に情報提供します。要援護者の支援以外の目的には使用しません。

災害時要援護者登録制度の流れ



問合せ

●高齢者担当/保健福祉課介護保険係

☎20150 · 0151

障害者担当/保健福祉課福祉係☎②0146 · 0149

外国人担当/情報発信課交流推進係☎420162・0228

المنافق المناف



道路の除雪作業にご協力下さい

次の10か条を守り、みんなで助け合って冬を快適に乗り 越えましょう。

- 1. 除雪車にあったら道を譲りましょう。
- 2. 道路にはみ出した枝や植木・看板等は撤去しましょう。
- 3. 除雪の妨げになる路上駐車は絶対にやめましょう。
- 4. 危険!作業中は除雪車に近寄らないようにしましょう。
- 5. 雪捨てで側溝のふたを外したら、作業後は必ずしめま しょう。
- 6. 消火栓・ゴミステーションの前の除雪は町内で協力し て行いましょう。
- 7. 除雪車通過後の雪の後片付けは、お互い協力して行い ましょう。
- 8. 道路への雪の排出はやめましょう。 (消雪道路も)
- 9. 老人家庭・母子家庭など除雪に困っている方には、近 所で協力しましょう。
- 10. 屋根の雪や、通学路・道路に面したつららは早目にと りましょう。

除雪の要請は行政区長を通して

~ご協力をお願いします~

除雪は、幹線町道や集落間の連絡道など、除 雪計画を立てて行っています。除雪計画路線以 外の集落内小路の除雪にご協力下さい。

特に大雪の場合、集落内の除雪に関して、個 人から要請をされることがありますが、大変混 乱しますので、行政区長(自治会長)を通して 連絡要請下さるようお願いします。

よくあるお問合せと、答えの一例です。

- Q. 家の前になぜ置く?
- A. 雪が多く置く場所がないので他の家にも同 じように置いています。
- Q. 時間が遅い!
- A. 雪が多いときは幹線を優先しているため間 に合わないこともあります。
- Q. 走っているだけで雪をどけていかない!
- A. 他の地区への応援と移動の場合があります。

●問合せ/|余目地区| 建設課管理第一係☎經0176 ※休日及び夜間は☎級2211

|立川地区||建設課管理第二係☎602213 ※休日及び夜間は☎602211

※県道関連は、庄内総合支庁道路計画課☎0235662111へ

森森野外活動講座を参加者募集のお知らせ

雪三昧 スノーキャンブ

- ●日時/2月2日出午前10時~3日田午前10時
- ■場所/「森森」 (バスにて現地まで行きます。)
- ●内容/かんじきハイキング・灯ろう造り・野外炊 飯・ルーフウォーク
- ●対象/中学生以上の方 ●定員/10名(先着順)
- ●持ち物/着替え・タオル・洗面用具・スコップ・ス キーポール・昼食等 ※スキーポールはあれ ば楽です。
- **●参加費 /** 1,000円(食料費 2 食分・ガス代・交流会費等)
- ●申込・問合せ/1月4日金~25日金の期間中、社会 教育課社会教育係(立川庁舎内)☎663321へ
- ※詳しい内容は、各地区公民館にあるチラシをご覧い ただくか、お問い合せ下さい。

庄内町選挙管理委員会

新委員長が決定しました

これまで委員長としてご活躍いただきました齋藤健 氏の退任に伴い、12月2日開催の選挙管理委員会にお ける選挙により、委員長に就任いたしました。



庄内町選挙管理員会 委員長 齋藤 満 (本町)

なお、委員の欠員に伴い、梅木毅氏 (家根合) が新 たに選挙管理委員会委員に就任いたしました。

●問合せ/庄内町選挙管理委員会☎經0125

パソコン講習のお知らせ

~基礎講習~

- ●内容/パソコンの基本・マウス操作(フリーソフ) ト水彩画使用)・キーボード操作(タイピ ングソフト使用)・文字入力など。
- ●日時/午前 1月17日休·18日金·23日休·25日金

(全4回8時間) 夜間 1月15日(火)・16日(水)・21日(月)・22日(火) 午後7時~午後9時(全4回8時間)

- 対象/初心者の方(高校生以上)
- ●定員/各30名(先着順)
- ●受講料/無料

(テキストは購入になります。自己負担1,000円)

~Word入門講習~

- ●内容/Word基礎・文字の入力・文書 の作成 (案内状・写真入文書) など
- ●日時/

| 午前 | 1 月31日(木)・2 月 1 日金)・7 日(木)・8 日金) 午前9時30分~正午(全4回10時間)

| 夜間 | 1 月28日(月)·29日(火·30日(水·2月 5 日(火)·6 日(水) 午後7時~午後9時(全5回10時間の講習)

- 対象/基礎講習を終了した方またはマウス操作・ 文字入力のできる方(高校生以上)
- ●定員/各30名(先着順)
- ●参加料/1,000円(その他テキスト代1,000円)
- 》場所/余目第三公民館 ◎持ち物/筆記用具 ◎申込・問合せ/1月4日逾より、余目第三公民館☎⑫0317へ

事業用資産(償却資産)をお持ちの方へ 申告書の提出について(お願い)

平成20年1月1日現在で事業用の「償却資産(耐用 年数が経過した資産を含む)|をお持ちの方は、固定 資産税の対象となりますので下記の期限までに申告書 の提出をお願いします。

なお、不明な点や資産をお持ちで申告書の届かない 方、申告後に訂正等がある場合は早急にご連絡下さい。

- 対象となる方/会社や個人で農業、商・工業、建築 業などの事業を営む方
- ▶提出期限 / 1 月21日(月)
- ●提出・問合せ/税務町民課資産税係☎億0141

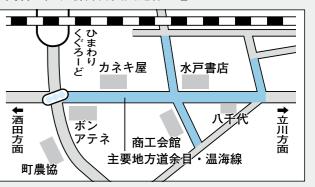
償却資産とは・・・ 機械、看板·駐車場、厨房設備、 事務機器、農機具、工具など



消防出初式に伴う交通規制

消防出初式に伴い、全面通行止めになります。ご協 力お願いします。

- **●日時** / 1 月 6 日(日)午前10時30分~正午
- ■場所/案内図の■の区間
- 問合せ/総務課防災交通係☎563395



平成20年度底內町臨時職員。八一下夕イム職員管録者募集

平成20年度の臨時職員・パートタイム職員の採用について、以下のとおり登録者を募集いたします。

●登録募集職種/(区分:臨…臨時職員、パ…パートタイム職員)

番号	区分	職種	勤務時間	就業場所	資格等 ◎必須○お持ちであれは尚可	備考
1	臨	事 務 補 助	8 時間	役場内	○パソコン操作	
2	臨	保 育 補 助	8 時間		○保育士資格	
3	臨	学童保育補助	8 時間(不定期)			
4	パ	学童保育補助	6 時間以内	- 町内各保育園		
5	パ	保 育 補 助	6 時間以内			
6	臨	調理補助	8 時間		○調理師免許	
7	パ	調理補助	6 時間以内		○ 神理師兄計	
8	パ	幼稚園事務補助	午前中4時間			
9	パ	幼稚園教諭補助	6 時間		6 時間	
10	臨	幼稚園教諭	8 時間		○但去上次故	
11			早朝2時間	町内各幼稚園	○保育士資格	
12] ,,	預かり保育補助	夕方 2 時間		○幼稚園教諭免許 - - -	
13	^		土曜6時間			
14			5 時間14:00-19:00	1		
15	臨	臨時業務員	8 時間	各学校· 調理場施設	◎運転免許	
16	臨	学校事務補助	8 時間		○パソコン操作	
17	臨	中学校講師	8 時間		◎教員免許	
18	臨	調理補助	8 時間		○調理師免許	
19	パ	調理補助	6 時間		○調理師免許	
20	パ	学校事務補助	6 時間以内		○パソコン操作	
21	パ	小学校講師	6 時間		◎教員免許	
31	パ	事 務 補 助	6 時間	役場内	○パソコン操作 電話応対	障害者棒

- ●応募要件/(1)年齢・性別・住所不問。ただし、通勤可能な方。
 - (2)職種によっては資格を要するものがあります。詳細については登録募集職種の資格等をご覧
- ●申込方法/登録申込書等を、総務課職員係、立川支所新町調整課、清川出張所または立谷沢出張所へ提出 して下さい。登録申込書は上記の提出先に準備してあります。(土、日、祝日を除きます。)
- ●申込受付/平成20年4月1日採用予定者の登録申込締切は1月31日休まで。 締切日以降についても随時申込を受け付けます。
- ●問合せ/総務課職員係☎④0128